

特別決議

子どもたちがいきいきと学び、教職員が安心して働ける社会の実現をめざして、

国政革新（総選挙）と秋の人勧闘争、組織拡大強化に全力をあげよう！

人事院は八月十一日、国会と内閣に対して、一般職国家公務員の給与等に関する勧告と報告を行いました。その内容は、公務員給与が民間給与を八六三円、〇・二二％上回っているとして、若年層など一部を除いて月例給与を平均〇・二％引下げるとしたうえ、期末・勤勉手当（ボーナス）も、過去最大の〇・三五月分（本年六月の〇・二月分を含む）引下げ、さらに持ち家の住居手当を廃止するなどです。勧告どおり実施されるならば、平均年間給与でマイナス一五万四〇〇〇円、過去最大規模の給与引下げとなります。現場で働く公務労働者の賃金やくらしを無視した不当な勧告といわざるをえません。さらに教職員の場合、政府の「構造改革」路線による「公務員総人件費抑制」で、教員給与の二・七六％削減が決まっているも、で、「義務教育等教員特別手当」の二年連続削減と障害児学校の調整額削減がすでに政府予算に盛り込まれています。今回の勧告は、人事院が公務員の労働基本権制約の代償機関としての自らの役割を投げ捨て、政治的圧力に屈し、労働者の犠牲で経済危機を乗り切ろうとする財界・大企業の論理を追認するもので絶対に認めることはできません。

人事院勧告が出たことで、今後は、県人事委員会に対するたたかいとなります。埼高教はこの春、県職員組合や埼教組とともに地公労共闘会議に団結し、一度の全教職員署名と、一回の大交渉にとりくみ、県当局に対して夏季一時金の〇・二月分削減の撤回と安心して働ける賃金・労働条件の改善を求め、たたかってきました。そして、職員のモチベーションをさらに高めるためにも、「地域手当の七％」や「号給の継ぎ足し」など、人事委員会に強く要望する。労働条件の改善を求める声を重く受け止め、県は任命権者として責任をもって人事委員会にそれらを働きかけていく。勤務時間の短縮を実効あるものにする措置を検討するとともに、夏休みの日数増や子育て休暇の拡大について検討していくなど、秋の〇九年度賃金確定交渉につながる回答を得ることができました。この成果を力にして、人事院に追隨したマイナス勧告を決して許さず、生活改善に結びつく賃金と労働条件の改善を実現するために、県人事委員会及び埼玉県に対して全力でたたかっていきましょう。

そのためにも、すべての教職員に秋の人勧闘争への参加と共同をよびかけるとともに、埼高教の3年連続の純増をめざして、すべての職場で、すべての組合員が一人でも多くの仲間を迎えるために全力をつくし、秋の組織強化・拡大月間を成功させることが重要です。

七月二一日の衆議院解散を受け、八月十八日公示、三十日投票でいま総選挙がたたかわれています。自民・公明政権のもとで、国民のいのちとくらしが極端に脅かされています。「派遣ぎり」に見られるような雇用破壊、医療・介護・年金などの社会保障の切り捨て、中小企業や農業つぶしによる地域経済の破壊、自衛隊の海外派兵と憲法改悪の動きなど、もうこれ以上自公政治を続けさせてはならないという国民の声が大きく広がっています。この総選挙は、「新自由主義・構造改革」によって労働者・国民の雇用とくらしを破壊してきた自公政治を国民の手で終わらせる絶好のチャンスであるとともに、新しい日本の針路を選択する大切な選挙となります。大企業中心・軍事同盟絶対の政治から、国民の生活と権利を守る「ルールある経済社会」と、憲法九条を生かし、世界とアジアの平和に貢献する「自主・自立の平和外交」に転換することが強くもとめられています。「未曾有の経済危機」や子どもたちにまで広がっている「貧困と格差」を根本から解決するためにも、教職員が安心して働ける賃金と労働条件の改善のためにも、私たち一人ひとりが立ち上がり、国政革新のために大いに奮闘しましょう。

右、決議します。

二〇〇九年八月二二日